

第10回「五木村の今後の生活再建を協議する場」(通常会議) 協議概要

日 時：平成28年8月24日(水) 13:25~15:20
場 所：熊本県五木村役場 大会議室
出席者：(国) 九州地方整備局河川部長、同河川調査官、
同川辺川ダム砂防事務所長
(熊本県) 企画振興部長、土木部長
(五木村) 村長、村議会議長

<議事>

○五木村の今後の生活再建について

<結果>

「協議する場」において、以下の議事が交わされた。

- ① 第9回「五木村の今後の生活再建を協議する場」以降の取組の進捗
- ② 今後の生活再建事業実施に向けた課題と要望
 - ・村より国と県に、スピード感を持った生活再建が可能となるよう、今後の事業実施にあたり、引き続き現行の予算制度を活用した取組を進めてほしいとの要望。
 - ・村より国と県に、熊本地震にかかわらず、川辺川ダムに関連する五木村の生活再建に必要な事業に関する財政的支援を要望。
 - ・村より国に、水没予定地での営利活動を可能とする制度の活用への一層の協力を要望。
 - ・村より国に、土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法)への対策について、着実に実施することを要望。
 - ・村より県に、水没予定地の利活用を行う場合の占用料の免除を要望。
 - ・村より県に、平成30年度以降も、村の生活再建・振興に柔軟に対応することを要望。
 - ・村より県に、国道445号(九折瀬地区・瀬目トンネル)の1日も早い供用開始を要望。
 - ・村より県に、主要地方道宮原五木線(八代側)のカーブ連続区間の改良を要望。
 - ・県より国に、国道445号(九折瀬地区)等の整備に必要な交付金について配慮を要望。
 - ・村より県に、森林・林業の担い手を育成する研修所(林業大学校等)を村に設置することを要望。
 - ・村より県に、雇用確保・人口増加につながる施策推進を要望。
 - ・村より県に、県知事との意見交換会の開催を要望。
- ③ 川辺川ダムに関連する五木村の生活再建の今後に向けた国・県の取組
 - ・国は、川辺川ダムに関連する五木村の生活再建に必要な事業を五木村及び熊本県が実施するに当たって、引き続き財政面・技術面で可能な限りで支援する。
 - ・国は、水没予定地の利活用について、民間事業者等による利用を可能とする河川敷地の占用制度の活用を引き続き進めるとともに、河川法の手続きについても円滑に進める。
 - ・国は、土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法)について、警戒避難体制の整備への支援や砂防堰堤等の対策を着実に進める。
 - ・県は、水没予定地の利活用について、占用許可を取得しているエリアでは占用料の免除を既に行っており、今後も、占用許可の取得の際には、事前に相談を受ける。
 - ・県は、平成30年度までとしている「ふるさと五木村づくり計画」の期間延長について、村と相談しながら検討する。
 - ・県は、五木村の振興に必要な国道445号(九折瀬地区・瀬目トンネル)の整備について、早期完成を目指し、事業を進める。
 - ・県は、主要地方道宮原五木線(八代側)のカーブ連続区間の改良について、一次改築済みであり、抜本的な改良に着手することは難しい。現在熊本地震対応を優先しており、順次部分的な改良の可能性について検討する。
 - ・県は、村を何らかの林業研修拠点とできるよう、検討する。
 - ・県は、村とともに、歴史文化交流施設等を活かした、更なる観光・交流の促進や林業の振興などにより、雇用の確保等に努める。
 - ・県は、五木村から要望のあった県知事との意見交換会の開催について検討する。